



# 「関連労働法規シリーズ」4講座開催のお知らせ

## 「コンサルタントに役立つ労働基準法の 基本的知識と判例」募集開始

### 関連労働法規シリーズ

- 5月 8日(火) コンサルタントに役立つ労働基準法の基本的知識と判例
- 5月 29日(火) 労働条件明示書と就業規則
- 6月 14日(木) **新講座** 労働時間に関するルールとトラブル解消策 (仮称)
- 7月 12日(木) コンサルタントに必要な社会保険の基礎知識

*新講座とあるもの以外は、2017年度実施の内容と同じ*

実際の職業紹介の最終段階で重要となるのは労働契約の締結であり、労働契約の内容は労働基準法等のルールに則ってなければなりません。

私たち職業紹介従事者は職業安定法が法的なベースとなっているため、ややもすると労働基準法をはじめとするその他の労働関連法令について疎かになることが見受けられ、そのことが内定・労働契約締結後のトラブルにつながる事態も散見されます。

人材協では、労働基準法、社会保険、労働時間に関するルール等を習得することが、職業紹介従事者にとって極めて重要と考え、上記の4講座を「関連労働法規シリーズ」と題して実施いたします。(「新講座」以外は昨年度実施の内容と基本的に同じです。)

### 2018年度のポイント

今年度上期は、2017年度に開催し受講者の皆様から好評を得た3講座に加え、「労働時間に関するルールとトラブル解消策」をテーマとした新講座も開催し、職業紹介従事者にとって必須となる関連法令等を効率よく習得できることを主眼とします。

職業紹介業務に従事されて経験の浅い方々はもとより、ベテランの方は労働関連法令に関する知識の棚卸として、幅広く受講していただくことが可能な講座です。

今回募集の「コンサルタントに役立つ労働基準法の基本的知識と判例」は、以下の通り開催いたしますので、この機会に受講していただきます様ご案内いたします。

※ その他の講座については、順次開催の詳細をご案内いたします。

「コンサルタントに役立つ労働基準法の基本的知識と判例」 《開催要領》

紹介業務を行う中で遭遇する事例を想定し、労働基準法の観点ではどのように判断するのか、その判例を通して労働基準法の基本的知識を理解していきます。

- 日 時 : 5月8日(火) 09:45 ~ 11:45 (受付開始9:20)
- 会 場 : 黒龍芝公園ビル東館9階会議室(港区芝公園2-6-15 人材協事務局が入っているビル)
- 講 師 : 人材協専任講師・特定社会保険労務士 滝 清治
- 内 容 :
  1. 内定が取り消された。その時、解雇予告手当はもらえる?
  2. フルコミッションでの雇用は違法?
  3. 賞与支給日まで在籍していないと賞与がもらえない、と言われたので、それまでは辞められないが……。
  4. スtockオプションは賃金なの?
  5. 給与額には残業代が含まれている、と言われた。
  6. 無断で一方的に辞めるなら退職金を支払わない、と言われたが……。
  7. 競業他社に転職したら退職金が減額される、とあるが、それは違法ではないのか。
  8. 辞めたら社費留学にかかった費用を返せ、と言われた。
  9. 管理職だから割増賃金はつかない、と説明を受けた。
- 定 員 : 18名 (受講希望申込みが 所定の人数に達しない場合は開講中止)
- 受講料 : [非会員] 5,100円(消費税込) [会員] 4,100円(消費税込)
- 申 込 : 申込書に必要事項をご記入の上、FAX又はメールにてお申込みください。
- 締 切 : 申込締切 4月23日(月) / 入金締切 5月1日(火)

- \* お申込みをいただいた後、申込み受付メールを送信いたします。
- \* 定員になり次第締切りますので、ご容赦ください。
- \* 本件に関するお問合せは <担当:本田> までお願いいたします。

＝ 労働基準法 (5/8) 受講申込書 ＝

|                |   |       |  |
|----------------|---|-------|--|
| 貴社名            |   |       |  |
| TEL            |   | ご担当者名 |  |
| ご担当者<br>E-mail | @ |       |  |
| 受講者名1          |   |       |  |
| 受講者名2          |   |       |  |

FAX 送信先 : 03-5408-5420 / メール送信先 : info@jesra.or.jp